

全国一斉労働相談ホットラインのお知らせ

群馬弁護士会の労働・社会保障問題対策委員会では、以下とおり全国一斉労働相談ホットラインを実施いたします。

長引く不況により、賃金も安く地位も不安定な非正規労働者が増加している状況下、さらに労働者派遣法を改正して臨時的・一時的な業務のみ認められる派遣労働を事実上永続的に認めようとする動きなどが広がっています。他方で、正規労働者の雇用環境においても、長時間労働、パワーハラスメント、過労死など、問題が山積しています。

このような状況にもかかわらず、労働組合の組織率は低下しているなど、労働者の司法へのアクセスは十分とはいえません。

近年、「ブラック企業」というキーワードが注目を集め、厚生労働省も、2013年12月17日付け「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への重点監督の実施状況」を公表するなど、そこで働く労働者の権利をいかに護るかが喫緊の課題です。

日本弁護士連合会は、労働者を取り巻く様々な問題に対応するため、現在の労働環境における問題に対して適切な助言を行うこと、及び、労働者の深刻な実態、不安、悩みを明らかにするためにホットラインを実施することとし、群馬弁護士会では、以下のとおり実施いたしますので、お気軽にお電話ください。

平成26年6月10日（火）12：00～20：00

全国統一フリーダイヤル

【 0120-610-168 】（ロウドウのイロハ）